

－ 補足資料や進んだ学習項目 －

労働保険の会計処理 (実務処理)【基本・応用】

対象： **基本** **応用**

『コンピュータ会計 基本テキスト／応用テキスト』を学ぶうえで、進んだ学習として実務処理のうち「労働保険」を学習項目として取りあげます。

労働保険の概要を確認したうえで、「法人税法上で認められた会計処理」と「期間帰属を重視した会計処理」に分けて学習を進めてください。

目次

1. 労働保険の概要	1
2. 労働保険の申告と納付について	1
3. 労働保険の会計処理の概要	2
4. 労働保険の年度更新等の会計処理について	2
(1) 法人税法上で認められている会計処理	2
【事例1】事業主(会社)が負担する労働保険料を 年度更新時に全額費用として処理する方法	3
(2) 期間帰属を重視した会計処理	5
【事例1】概算保険料を資産(前払保険料勘定等)に 計上したうえで期間費用に計上する方法	5
【事例2】概算保険料を資産(立替金勘定等)に 計上したうえで翌年度へ繰り越す方法	8
【事例3】概算保険料の全額を法定福利費勘定に 計上したうえで年度更新時に精算する方法	9

1. 労働保険の概要

雇用保険料と労災保険料を合わせて労働保険料といいます。雇用保険は、その適用要件を満たさない労働者は被保険者となりません。一方、労災保険は、適用事業に雇用されるすべての労働者が例外なく対象になります。

保険料の計算は、給与支給総額に保険料率を乗じて算定しますが、ここでいう給与支給総額とは、基本給、時間外手当、通勤手当などの名称に関係なく、労働の対価として労働者に支払われたすべてのものが含まれます。

雇用保険の被保険者は、常用、パート・アルバイト、派遣などの名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合には、事業主や労働者本人の意思に関係なく、原則として被保険者となります。

労災保険は、適用事業に雇用されている労働者であれば誰でも対象者になるので、場合によっては、雇用保険と労災保険の対象となる従業員が一致しないことになります。

2. 労働保険の申告と納付について

労働保険料を計算する期間（保険年度）は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間で、この1年間に支払われる賃金総額の見込額に保険料率を掛けて算出した概算保険料をその年度の6月1日から7月10日までに当年度分（4月～翌3月）として労働基準監督署（ハローワーク等）へ申告・納付します。

労働保険料の申告・納付では、当年度分の概算保険料だけでなく、前年度（前年度保険期間）に支給された実際の賃金総額をもとに算定した確定保険料と前年度に納付した概算保険料との差額を精算します。この一連の手続きを労働保険の年度更新と呼びます。

つまり、前年度の保険料の確定額を申告して過不足額を修正したのち、当年度の賃金総額を予測して保険料の概算額を申告・納付するというものです。

前年度分の確定した保険料が昨年納付した概算保険料より多くなって不足している場合は、当年度の概算保険料の納付に追加して前年度の不足分を納付します。

また、前年度分の確定保険料が概算保険料よりも少なかった場合は、原則として還付金を受け取るのではなく、当年度の概算保険料の納付額に充当する処理になります。

なお、労働保険の年度更新の時には、労災保険料と雇用保険料のほかに、一般拠出金を合わせた金額を事業主が納付します。一般拠出金とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用にあてるために創設されたもので、労働保険の年度更新の際に労働保険料と合わせて申告・納付します。

3. 労働保険の会計処理の概要

労働保険料のうち労災保険料と一般拠出金は、事業主（会社）がその全額を負担します。また、雇用保険料については、定められた料率によって事業主（会社）と被保険者（従業員等）の両者が負担しますが、年度更新時に納付する労働保険料には従業員負担分も合わせて事業主が（会社）が納付します。

労働保険料のうち労災保険料と一般拠出金、そして、雇用保険料の事業主（会社）負担分は、会社の費用として「法定福利費」勘定に計上します。

一方、雇用保険料のうち被保険者（従業員等）が負担する部分は、従業員の給料や賞与から天引きしたのちに事業主（会社）が従業員に代わって納付することになるため、費用として計上することはできません。

労働保険料の会計処理を複雑にしているのは、年度更新時（7月）に納付する労働保険料に従業員負担分が含まれていること、そして、納付する概算保険料は納付時において会計年度末までの未経過期間を含むことにあります。

さらに、労働保険料を計算する保険期間と会社の事業年度が必ずしも一致しないことや年度更新時に前年度の概算保険料を精算することなども処理を複雑にしています。

4. 労働保険の年度更新等の会計処理について

労働保険の会計処理については、「法人税法上で認められている会計処理」と「期間帰属を重視した会計処理」の2つに大きく分けることができます。「期間帰属を重視した会計処理」は、厳格にすればするほど複雑な会計処理が求められ、必ずしも実務的に最善とはいえません。

一般に公正妥当であると認められる範囲において、各企業の実情に合わせた適切な処理方法を選択して継続することが大切です。

▶ (1) 法人税法上で認められている会計処理

法人税法における労働保険料の会計処理は、「基本通達」によって簡便的な方法が認められています。

当年度の概算保険料の金額のうち、被保険者が負担する部分の金額は「立替金」勘定として処理し、事業主（会社）が負担する部分は「法定福利費」勘定に計上して年度更新の申告書を提出した日（納付日）の事業年度の費用（損金）として処理します。

注意することは、年度更新時に納付する概算保険料には、従業員負担分の雇用保険料が含まれていますが、この部分を費用（損金）にすることはできないということです。

前年度分の確定した保険料が前年度に納付した概算保険料より多くなって不足している場合は、その不足額のうち事業主(会社)が負担すべき部分を「法定福利費」勘定に追加計上して申告書を提出した日(納付日)の事業年度に全額費用(損金)として処理します。

一方、前年度分の確定した保険料が前年度に納付した概算保険料より少なくて過払いになっている場合は、その超過額のうち雇用保険料の被保険者(従業員等)負担分を除く金額を当事業年度の費用の減額(法定福利費勘定の貸方)として処理することになります。

ここでは、次の事例にもとづき前者の会計処理方法について、労働保険料の年度更新日(納付日)や給与支給日等の仕訳例を確認してみましょう。

【事例1】事業主(会社)が負担する労働保険料を年度更新時に全額費用として処理する方法

前年度の概算保険料と確定保険料との差額を精算し、当年度の概算額を現金で納付した。

- ・ 前年度の概算保険料： ¥299,400
 - ＜内訳＞ 労災保険分 ¥ 78,000
 - 雇用保険分 ¥221,400(事業主負担分¥147,600 従業員負担分¥73,800)
- ・ 前年度の確定保険料： ¥307,200
 - ＜内訳＞ 労災保険分 ¥ 80,400
 - 雇用保険分 ¥226,800(事業主負担分¥151,200 従業員負担分¥75,600)
 - (従業員負担分¥75,600は前年4月から当年3月までに給与から預かった額)
- ・ 当年度の概算保険料： ¥357,600
 - ＜内訳＞ 労災保険分 ¥ 80,400
 - 雇用保険分 ¥277,200(事業主負担分¥176,400 従業員負担分¥100,800)

※ここでは、労働保険と合わせて申告・納付する「一般拠出金」は省略します。

◆年度更新時(申告・納付)／追加納付の場合

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
法定福利費	262,800	現金 (または普通預金)	365,400	事業主負担分の追加納付額と概算保険料額
立替金 雇用保険料	102,600			従業員負担分の追加納付額と概算保険料額



……………年度更新時の仕訳の内訳は、次の通りです。……………

• 前年度の概算保険料と確定保険料の差額精算(追加納付)の仕訳

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
法定福利費	6,000	現金 (または普通預金)	7,800	事業主負担分の追加納付額
立替金 雇用保険料	1,800			従業員負担分の追加納付額



• 本年度の概算保険料の仕訳

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
法定福利費	256,800	現金 (または普通預金)	357,600	事業主負担分の概算保険料額
立替金 雇用保険料	100,800			従業員負担分の概算保険料額

◆給与支給時(雇用保険料の従業員負担分を月額¥6,300とする)＜社会保険料等は省略します＞

給与支給時に相殺する「立替金」は、実際の給与支給額にもとづき算定された従業員負担分の金額です。つまり、従業員が負担すべき確定保険料に相当する金額を「立替金」勘定の貸方に計上することで、年度更新時に納付した概算額との差額を翌年の年度更新時に精算することが可能となります。また、給与支給時に「預り金」勘定で一時処理し、決算時や年度更新時に「立替金」勘定の貸方と相殺する場合があります。

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
給与	XXXXXX	現金 (または普通預金)	XXXXXX	給与差引支給額
		立替金 雇用保険料	6,300	雇用保険料の従業員負担分

【参考】前年度に納付した概算保険料が確定保険料よりも多かった場合

過払い分は、当年度の概算保険料の納付額に充当します。この処理方法では、「立替金」勘定の借方残高を消し込むことで従業員負担分を除いた金額を求め、この金額を当事業年度の費用の減額(「法定福利費」勘定の貸方)として処理します。

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
現金 (または普通預金)	XXXXXX	立替金 雇用保険料	XXXXXX	従業員負担分の立替金勘定の相殺
		法定福利費	XXXXXX	事業主負担分の減額

(2) 期間帰属を重視した会計処理

概算保険料は、本来、前払費用的な性質の支出ですが、法人税法では短期の前払費用として毎期継続的に支払った概算保険料をその事業年度の費用（損金）とすることを認めています。

しかし、製造業における原価計算を行う場合や費用の期間帰属を重視する会計処理を求められる場合などでは、月次で適切な費用処理を行ったうえで決算時の処理が必要となります。

つまり、年度更新時の概算保険料は、前年度の給与総額を前提に未経過期間分を含めて算定した金額を納付しているの、一旦、前払費用（前払保険料勘定）に計上したうえで、月次で支給してる実際の給与総額を基礎に従業員が負担する雇用保険料を給与支給額から控除するとともに、事業主（会社）が負担する保険料の金額を法定福利費として費用に計上することが大切になります。

決算時には、次年度の年度更新時を待つことなく当事業年度における確定保険料を算定したうえで、不足分のうち事業主（会社）が負担する保険料は年度更新前であっても「未払金」勘定として処理するとともにその事業年度の費用として処理します。また、超過分は「前払金」勘定に振り替えて次年度の年度更新時に精算します。

※実務的には「前払保険料」勘定や「未払費用」勘定のままで繰り越す場合もあります。

※この決算時の処理は、事業年度終了日以前に保険期間が終了している労働保険に限ります。

【事例1】概算保険料を資産（前払保険料勘定等）に計上したうえで期間費用に計上する方法

前年度の概算保険料と確定保険料との差額を精算し、当年度の概算額を現金で納付した。

- ・ 前年度の概算保険料： ¥299,400
 <内訳> 労災保険分 ¥ 78,000
 雇用保険分 ¥221,400(事業主負担分¥147,600 従業員負担分¥73,800)
- ・ 前年度の確定保険料： ¥307,200
 <内訳> 労災保険分 ¥ 80,400
 雇用保険分 ¥226,800(事業主負担分¥151,200 従業員負担分¥75,600)
 (従業員負担分¥75,600は前年4月から当年3月までに給与から預かった額)
- ・ 当年度の概算保険料： ¥357,600
 <内訳> 労災保険分 ¥ 80,400
 雇用保険分 ¥277,200(事業主負担分¥176,400 従業員負担分¥100,800)

※ここでは、労働保険と合わせて申告・納付する「一般拠出金」は省略します。

この会計処理方法は、概算保険料の納付時に事業主(会社)負担分を一旦「前払費用」として計上したうえで、会社の会計期間に対応する部分を順次「法定福利費」勘定で処理していく方法です。事業主(会社)負担分と従業員負担分をはじめから区分して処理することは、法人税法と同じ考え方によるもので、両者の混在を防ぐことができます。

月次で計上する法定福利費と給与支給額から控除する従業員負担分については、実際発生額を基礎にして「未払費用」勘定で処理することで期間対応させます。

決算時には、「前払保険料」勘定と「未払費用」勘定、「立替金」勘定と「未払費用」勘定を相殺して概算保険料と確定保険料の差額を把握します。もちろん、月次決算で振替処理を行うことは、より適切な方法といえるでしょう。

概算保険料と確定保険料との差額については、次年度の年度更新時に不足分は「未払費用」勘定を消し込み、超過分は当年度の概算保険料に充当します。

●年度更新時(申告・納付)追加納付の場合

借方科目/補助	借方金額	貸方科目/補助	貸方金額	摘要
未払費用 雇用保険料	* 7,800	現金 (または普通預金)	365,400	事業主負担分と従業員負担分の概算保険料精算額
前払保険料 雇用保険料	256,800			事業主負担分の概算保険料額
立替金 雇用保険料	100,800			従業員負担分の概算保険料額

*: 事業主負担分の不足額¥6,000 + 従業員負担分の不足額¥1,800 = ¥7,800

※給与支給額から控除する従業員負担分については「預り金」勘定で処理する場合があります。

※年度更新時より前の決算時において、「前払保険料」と「立替金」の各勘定は「未払費用」勘定と相殺されているので、概算保険料と確定保険料との差額(不足分)は「未払費用」勘定の貸方残高となっています。(※次ページの「決算時の処理」を参照してください)

●給与支給時(雇用保険料の従業員負担分を月額¥6,300とする)

給与支給時に計上する「未払費用」は、実際の給与支給額にもとづいて算定された従業員負担分の金額です。なお、給与支給額から控除する従業員負担分については「預り金」勘定で処理する場合があります。(※ここでは、社会保険料、源泉所得税・住民税等は省略します。)

借方科目/補助	借方金額	貸方科目/補助	貸方金額	摘要
給与	XXXXXX	現金 (または普通預金)	XXXXXX	給与差引支給額
		未払費用 雇用保険料	6,300	雇用保険料の従業員負担分

●法定福利費の月次計上分

実際に支給された月次の給与総額を基礎に算定した事業主(会社)負担分の労働保険料を「法定福利費」勘定に計上します。

借方科目/補助	借方金額	貸方科目/補助	貸方金額	摘要
法定福利費	XXXXXX	未払費用 雇用保険料	XXXXXX	月次の事業主負担分

※貸方の「未払費用」勘定は、「前払保険料」勘定を消し込む処理方法もあります。

●決算時の処理

期中において、実際の給与支給額にもとづく雇用保険料の従業員負担分は、給与から控除するとともに「未払費用」勘定の貸方に計上しました。また、事業主(会社)負担分も「法定福利費」勘定の借方と「未払費用」勘定の貸方に計上しました。

従って、「未払費用」勘定の貸方は、実際に発生した労働保険料(事業主負担分と従業員負担分)の合計額となります。そこで、概算保険料の納付時に計上した「前払保険料」勘定及び「立替金」勘定と「未払費用」勘定を相殺します。

概算保険料よりも実際の保険料(確定保険料)の金額が大きければ、「前払保険料」勘定と「立替金」勘定の残高はゼロとなって「未払費用」の貸方に残高が残り、概算保険料の金額の方が実際の保険料の金額よりも大きければ「前払保険料」勘定と「立替金」勘定の借方に残高が残る結果となります。

決算時にこの相殺処理を行うことにより「未払費用」勘定の貸方に残高が残り、概算保険料が不足していることがわかります。

この不足額は、次年度の年度更新時に納付することになります。

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
未払費用 雇用保険料	225,600	前払保険料 雇用保険料	225,600	
未払費用 雇用保険料	73,800	立替金 雇用保険料	73,800	

【参考】前年度に納付した概算保険料が確定保険料よりも多かった場合(年度更新時の仕訳)

労働保険料の年度更新時に納付した概算保険料に超過額が生じた場合は、「労働保険料の申告書を提出した日」の事業年度において「前払保険料」勘定、「立替金」勘定を消し込むとともに、その超過額を当年度の概算保険料の納付額に充当します。

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
現金 (または普通預金)	XXXXXX	前払保険料 雇用保険料	XXXXXX	事業主負担分の過払い分
		立替金 雇用保険料	XXXXXX	従業員負担分の過払い分

【事例2】概算保険料を資産(立替金勘定等)に計上したうえで翌年度へ繰り越す方法

この会計処理方法は、概算保険料の納付時に全額を「立替金」勘定に計上したうえで期間対応の処理をすることなく翌年度に繰り越し、次年度の年度更新時に概算保険料と確定保険料との差額を精算する処理方法です。

雇用保険料のうち従業員負担分については、前年の保険期間に支給した給与総額から控除した金額を「預り金」勘定に計上したのち、年度更新時に「立替金」勘定と相殺することで従業員負担分を確定することができます。

「立替金」勘定には事業主(会社)負担分の概算保険料も計上されていますが、「預り金」勘定に実際の給与総額を基礎に算定した雇用保険料の従業員負担分が計上されているので、年度更新時に相殺することにより従業員負担分が費用に計上されることはありません。結果的に法定福利費の金額が修正され、当年度の概算保険料に加減して納付することになります。

なお、給与支給時に「預り金」勘定ではなく、「立替金」勘定を消し込む場合もあります。

●年度更新時(申告・納付)／追加納付の場合

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
預り金 雇用保険料	75,600	立替金 雇用保険料	299,400	年度更新 精算
法定福利費	231,600	現金 (または普通預金)	365,400	
立替金 雇用保険料	357,600			当年度の概算保険料額



.....年度更新時の仕訳の内訳は、次の通りです。.....

●前年度の概算保険料と確定保険料の差額精算の仕訳

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
預り金 雇用保険料	75,600	立替金 雇用保険料	75,600	前年度の従業員負担分の確定保険料
法定福利費	* 223,800	立替金 雇用保険料	223,800	
法定福利費	7,800	現金 (または普通預金)	7,800	追加納付額

*: 前年度の概算保険料¥299,400 - 従業員負担分の確定保険料¥75,600 = ¥223,800



●本年度の概算保険料の仕訳

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
立替金 雇用保険料	357,600	現金 (または普通預金)	357,600	当年度の概算保険料額

●給与支給時(雇用保険料の従業員負担分を月額¥6,300とする)

給与支給時に計上する「預り金」は、実際の給与支給額にもとづいて算定された従業員負担分の金額です。(※ここでは、社会保険料, 源泉所得税・住民税等は省略します。)

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
給与	XXXXX	現金 (または普通預金)	XXXXX	給与差引支給額
		預り金 雇用保険料	6,300	雇用保険料の従業員負担分

【事例3】概算保険料の全額を法定福利費に計上したうえで年度更新時に精算する方法

この会計処理方法は、概算保険料の納付時に全額を「法定福利費」勘定に計上したうえで、給与支給時に実際の給与総額にもとづいて算定した雇用保険料の従業員負担分を法定福利費のマイナスとして「法定福利費」勘定の貸方に計上する処理方法です。

この処理方法は、概算保険料の金額を納付時にすべて法定福利費として費用に計上しているので、次年度の年度更新時には前年度の雇用保険料の従業員負担分を控除した金額がそのまま当年度の法定福利費として処理されることとなります。つまり、前年度に納付した概算保険料と確定保険料の精算という処理を意識する必要がなくなります。

確かに、実務的ではあるものの期間帰属の視点においては、概算保険料が確定保険料に対して不足した場合や過払いになった場合、雇用保険料の従業員負担分を「法定福利費」勘定の貸方に計上しているため、年度更新時前の決算時において会社の費用とすべき労働保険料が過大または、過小に処理されることとなります。年間の給与総額や従業員数が前年度に比べて大きく変動している場合は、注意が必要です。

●年度更新時(申告・納付)／追加納付の場合

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
法定福利費	7,800	現金 (または普通預金)	365,400	前年度の概算保険料の確定保険料との差額精算
法定福利費	357,600			当年度の概算保険料

●給与支給時(雇用保険料の従業員負担分を月額¥6,300とする)

給与支給時に計上する「法定福利費」は、実際の給与支給額にもとづいて算定された従業員負担分の金額です。(※ここでは、社会保険料、源泉所得税・住民税等は省略します。)

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
給与	XXXXXX	現金 (または普通預金)	XXXXXX	給与差引支給額
		法定福利費	6,300	雇用保険料の従業員負担分